

理事会規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本ボクシング連盟(以下「日連」という。)定款第40条の定めに基づき、理事会に関する事項を定め、法令又は定款に定めるもののほか、この規則の定めるところにより運営される。

(構成等)

第2条 理事会は理事全員をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員以外の出席)

第3条 理事会は必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(理事会の種類・開催)

第4条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会とする。

2 定時理事会は、毎事業年度1回とし原則として6月に開催する。

3 臨時理事会は、必要に応じて開催する。

(理事会の招集)

第5条 理事会の招集については定款第36条の定めによる。

(欠席)

第6条 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集者に対してその旨を通知しなければならない。

(議長)

第7条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

2 理事会の会議の目的事項について議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長に事故があるときに準じて、他の理事が議長に当たるものとする。

(決議の方法)

第8条 理事会の決議は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合においては、議長は、理事として表決に加わることはできない。

3 第1項の決議について特別の利害関係を有する理事の数は、第1項の理事の数に算入しない。

4 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(決議事項)

第9条 定款第35条第2項に定める事項のほか、次の事項は、理事

会の決議を経なければならない。

- (1) 社員総会に関する事項
- (2) 理事に関する事項
- (3) 組織に関する事項
- (4) 諸規則の制定及び改廃に関する事項
- (5) その他理事会の議案とするにふさわしい事項

2 会長は、前項の決議事項であっても、緊急の処理を要するため、理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合にあつては、会長は、次の理事会に付議し、承認を得なければならない。

(報告)

第10条 会長は、各自の職務の執行の状況及び重要と認められる事項並びに法令に定められた事項について、理事会に報告しなければならない。

- 2 本連盟との間で取引を行った理事は、遅滞なくその取引につき重要な事項を理事会に報告しなければならない。
- 3 理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し

たときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第11条 理事会の議事については、法令で定めるところにより次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事及び監事の現存員数及び出席者数。
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

2 前項の議事録は、10年間本連盟事務所に備え置かなければならない。

(欠席者に対する通知)

第12条 会長は、理事会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定

める。

(改 廢)

第 1 4 条 この規則の改廢は理事会の承認を要する。

(附 則)

この規則は、平成 3 1 年 2 月 2 日から施行する。